

令和5年度鶴岡市移住世帯向け食の支援事業実施要領

1. 目的

市、県、全国農業協同組合連合会山形県本部（以下「JA全農山形」という。）、山形県醤油味噌工業協同組合（以下「醤油味噌組合」という。）が連携し、県外から本市に移住した世帯に対する本県の米、味噌及び醤油の支給（以下「食の支援」という。）を通じ、山形暮らしの魅力を発信することにより、本市への移住を推進する。

2. 支給内容及び支給基準額

(1) 食の支援の支給内容及び支給する米、味噌及び醤油の金額の基準となる額（以下「支給基準額」という。）は、次の表のとおりとする。

品目	種類	区分	数量	支給基準額 (消費税、送料を含む。)
米	「はえぬき」	二人以上世帯	60kg	28,182 円／世帯
		単身世帯	40kg	18,788 円／世帯
味噌及び醤油	醤油味噌組合が 指定する製品	二人以上世帯	3kg・ℓ	4,032 円／世帯
		単身世帯	2kg・ℓ	3,060 円／世帯

(2) 支給にあたっては、分割又は一括で支給するものとする。

3. 支給対象

食の支援の対象は、次の各号の全てを満たす世帯（以下「支給対象世帯」という。）とする。

- (1) 令和5年3月1日から令和6年2月29日までの期間に県外から市内に転入すること。
- (2) 転入前に、以下のいずれかの公的相談窓口を利用していること。なお、窓口利用については、相談カードや受付票等により確認する。

公的相談窓口等名称	所在地等
やまがたハッピーライフ情報センター	東京都千代田区有楽町二丁目 10-1
(一社) ふるさと山形移住・定住推進センター	山形市鉄砲町二丁目 19-68
山形県ひとり親家庭応援センター	山形市小白川町二丁目 3-31
マザーズジョブサポート山形	山形市双葉町一丁目 2-3
マザーズジョブサポート庄内	酒田市中町一丁目 4-10
山形県ナースセンター	山形市松栄一丁目 5-45
山形県福祉人材センター	山形市小白川町二丁目 3-30
やまがたチャレンジ創業応援センター (商工会議所、商工会)	県内各商工会議所、各商工会
山形県プロフェッショナル人材戦略拠点	山形市城南町一丁目 1-1
山形県信用保証協会	山形市城南町一丁目 1-1
山形県Uターン情報センター	東京都千代田区平河町二丁目 6-3
やまがた 21 人財バンク	山形市城南町一丁目 1-1

山形県若者就職支援センター	山形市城南町一丁目 1-1 (本部)
(公財)やまがた農業支援センター	山形市緑町一丁目 9-30
(一社)山形県農業会議	山形市緑町一丁目 9-30
山形県林業労働力確保支援センター	山形市大字長谷堂字馬場 2265
山形県漁業就業者確保育成センター	酒田市山居町二丁目 14-23
鶴岡市の移住、新規就農、Uターン就職、住まい、教育、子育てほか移住に関する相談窓口	鶴岡市企画部地域振興課 等
その他、知事又は市長が特に認める公的相談窓口等	—

(3) 世帯主が会社等の転勤による異動でない世帯

(4) 世帯主が進学による異動でない世帯

#### 4. 支給の申請

(1) 支給を受けようとする者は、支給申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、世帯全員の住民票の写しを添付して、令和6年3月8日まで提出するものとする。

(2) 申請手続きを行うことができる者は、支給対象世帯の構成員（18歳未満の者を除く。）とする。

#### 5. 支給決定

支給申請があった場合は、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、その結果を、支給（不支給）決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知する。

#### 6. 発注、配送及び請求

(1) 食の支援を決定したときは、速やかに、別紙1及び別紙2に定める配送時期及び配送回数を確認し、食の支援発注書（別記様式第3号及び別記様式第4号）により、発注する。

(2) 発注は、原則として、令和6年3月15日までに完了する。

(3) 配送後に、JA全農山形が指定する事業者及び醤油味噌組合から、代金から支給基準額又は代金のいずれか低い方の額に3分の1を乗じて得た額を減額した額の請求があった場合は、当該請求された額をすみやかに支払う。

#### 7. 支給決定の取消

偽りその他不正の手段により食の支援を受けた者があるときは、その支給決定を取り消し、その旨を速やかに当該受給者に通知するとともに、支給した米、味噌及び醤油に支給に要する全額相当額を返還させることができる。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年度鶴岡市移住世帯向け食の支援事業  
支給申請書

鶴岡市長 様

申請者氏名

米、味噌、醤油の支給を受けたいので下記により申請します。

氏名	フリガナ		生年月日	昭和・平成____年 ____月____日生 ( 歳)	
住所	(〒 - )			電話 ( ) -	
前住所	(〒 - )				
転入日			世帯人数	人	
世帯構成 ※移住された方の氏名のみ記載してください。	続柄	氏名 (年齢)		続柄	氏名 (年齢)
		( 歳)			( 歳)
		( 歳)			( 歳)
勤務先	(勤務先名) (住所)				
転入(移住)理由					
利用した公的相談窓口等	相談日： 年 月 日				
公的相談窓口等への相談の時期、内容等					
(備考)					
チェック欄 <input type="checkbox"/> 公的相談窓口等の利用に関し、必要に応じて、庁内の関係部局、県や関係機関の相談窓口等に、上記記載内容について情報提供・確認することに同意します。					

令和5年度鶴岡市移住世帯向け食の支援事業  
支給（不支給）決定通知書

〇〇 〇〇 様

令和5年度山形県移住世帯向け食の支援事業実施要綱第7条の規定及び  
令和5年度鶴岡市移住世帯向け食の支援事業実施要領により審査した結果、  
米、味噌及び醤油の支給（不支給）を決定したので通知します。

令和 年 月 日

鶴岡市長 皆 川 治



令和〇年〇月〇日

山形県醤油味噌工業協同組合 御中

F A X 023-645-1532

T E L 023-645-1531

令和5年度山形県移住世帯向け食の支援事業 (味噌・醤油)

## 発 注 書

### 1 配送先

住 所	(〒      -      )	
氏 名		二人以上世帯・単身
電話番号		

### 2 発注市町村

市町村名		
住 所	(〒      -      )	
市町村長名		
担当部署		
担当者		
電話番号		

- ※ 配送時期は、別紙2「味噌・醤油の配送・発注対応表」を参照してください。  
令和6年3月31日まで配送を完了する必要があるため、原則として、令和6年3月15日までに発注を完了してください。